

香川県立ミュージアムの管理運営のための組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第28号

香川県立ミュージアムの管理運営のための組織規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアムの管理運営のための組織規則（平成19年香川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 公印の管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、館長が文化会館に処理させることが適当と認めた事務に関すること。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 香川県文化会館次長</u></p> <p><u>(7)～(17) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 香川県文化会館次長は、香川県文化会館長を補佐する。</u></p> <p><u>7～9 略</u></p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 文化会館は、次の事務を処理する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、館長が文化会館に処理させることが適当と認めた事務に関すること。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 ミュージアムに、次の職員を置く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(16) 略</u></p> <p>(職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6～8 略</u></p>

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。